

從兄弟受禪以
前帝子爲太子

らはせ給、かくて八月になりぬれば廿七日御讓位とてのゝある、その日になりぬれば又みかせ
融○圓はおりさせ給ひぬ、どうぐうはぐらゐにつかせ給ぬ、東宮には梅つばのわかみや條○一のさ
せ給ぬ、いへばおろかにめでたし、世はかうこそはとみえきこえたり、おりゐのみかせは、ほりか
はのゐんにぞおはしましける、

○按ズルニ、花山天皇ハ、圓融天皇ノ皇姪ニシテ、一條天皇ハ、圓融天皇ノ皇子ナリ

〔日本紀略十條〕寛弘八年六月十三日乙卯、有御讓位事、午刻宣命云、皇太子座止誤定賜留居貞親王仁○天日嗣遠授賜布、敦成親王○此下恐脫立天皇太子止定賜布、新帝上表陳謝、

〔榮花物語九條〕石薩かくて御かせ條○いまはかくておりゐなむとおぼすをざるべきさまにおきて
給へとおぼせらるれば、殿道長藤原うけたまはらせ給て、春宮條○三に御たいめこそは例の事なれ
とて、思しおきてさせ給程に、東宮行啓あり、みすごしに御たいめありて、あるべき事とも申させ
給、位もゆづりきこえさせ侍りぬれば、東宮にはわか宮條○一をなん物すべうはべる、だうりのま
ヽならば、そちのみや○一條皇をこそはと思ひ侍れどはかぐしきうしろみなどもはべらね
ばなむなせ申させ給ふ、さてかへらせ給ぬ、御讓位六月八〇寛弘十三日なり、略節

○按ズルニ、後一條天皇ハ、一條天皇ノ皇子ニシテ、三條天皇ト、一條天皇トハ、從兄弟ナリ、

〔續日本紀六元明〕和銅八年元年○靈龜九月庚辰、天皇禪位于氷高内親王正元女也、
略中九月庚辰、受禪即位于大極殿、

〔續日本紀十聖武〕天平勝寶元年七月甲子、皇太子謙○孝受禪即位於大極殿、
○按ズルニ、孝謙天皇ハ、聖武天皇ノ皇女ナリ、

〔時慶卿記〕寛永六年十一月八日、辰刻俄ニ堂上各束帶ニテ可伺候旨被觸、事ノ子細ハ不知急參内、